

奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十四号

奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営に関する事務並びに博物館の用に供する財産の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を地域振興部長に委任する。ただし、重要かつ異例の事態が生じたときは、あらかじめその処理方針について、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 一 奈良県立橿原考古学研究所条例（昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号。以下「条例」という。）及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号。以下「規則」という。）の改正及び廃止に関する事務
- 二 条例第五条に規定する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際条例又は規則の規定により教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後において地域振興部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、地域振興部長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例又は規則の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において地域振興部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、地域振興部長に対してなされた申請その他の行為とみなす。